

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件
平成27年(ワ)第25459号 損害賠償請求反訴事件
原告(反訴被告) 阿部 宣 男
被告(反訴原告) 松 崎 参

準備書面(7)

2016(平成28)年3月4日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

本訴被告(反訴原告) 訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲



弁護士 湯 山 花



弁護士 平 松 真 二 郎



平成28年2月29日付け裁判所書記官からの事務連絡中の提出を求める書面等に掲げられている「訴状「第5『不正』に類する事実指摘による名誉棄損」に記載の請求原因と被告の主張との対応関係」につき、被告準備書面(5)第1の3(同書面4頁)に関して以下の通り主張を補充し、対応関係を明確にする。

- 1 被告準備書面(5)第1の3の記載は、被告準備書面(3)第2で行った抗弁主張が、被告が行ったいずれの表現行為に対するものであるのかとの求釈明(原告準備書面(2)第2の3の(3))に対する回答である。

被告は、被告準備書面(3)第2の2の(2)のイにおいて、静岡県駿東郡小山町にかかる事実として、訴外ルシオラにホテル水路整備事業を受託させ、原告が同事業にルシオラ社の主任技術者として関与している事実、さらに、必要な権限がないまま「板橋区ホテル生態環境館 阿部宣男」として、小山町との間で板橋区に納

付されるべき特許料を免除する約束をしている事実をあげ、これらの事実は真実であることを主張した。

これらの抗弁主張は「不正」に関する表現行為に対する抗弁主張であり、具体的には、原告訴状第5の(1)で引用されている表現行為アないしエのうち、静岡県小山町におけるホテル水路整備事業に関してなされた表現行為は、訴状第5の(1)のイ及びウ（訴状21～22頁）に対する抗弁主張である。

2 なお、被告が被告準備書面(5)第1の3において、「今後の主張については、必要に応じて行う」と述べた。

これは、原告準備書面(2)第2の3「静岡県小山町における事実について」において、被告の主張を「小山町事業に関して、①原告がルシオラの主任技術者に就任した事実、②小山町に対して特許料を免除した事実について、それぞれ事実であったと主張する。」と要約（なお、この要約自体、被告の主張を正確に要約したものではないことに留意されたい）したうえで、「かかる主張も、いずれも事実ではない。この点については、次回以降の準備書面において別途主張する。」とされていることから、被告は、次回以降の原告の主張を踏まえて、静岡県小山町におけるホテル再生事業に関する主張を必要に応じて行うことを予定している趣旨である。

3 被告は、準備書面(3)の第2の2のイにおいて静岡県小山町におけるホテル再生事業に関して、小山町から平成23年度多目的グラウンド脇ホテル水路整備事業につき有限会社ルシオラ委託を受け、委託を受けたルシオラが小山町に提出した業務代理通知書に、「原告は同事業者のルシオラの主任技術者と記載され、水路整備事業に携わっていた」ことを主張した。

したがって、被告の主張は、要約されるならば、「原告が、小山町のホテル水路整備事業に受託者ルシオラの主任技術者として携わっていた事実」となるべきものであり、「原告がルシオラの主任技術者に就任した事実」などと要約されるべきではなく、原告は被告の主張を正解せず、被告の主張をゆがめて要約していることを指摘しておく。

以上